

葉山町議会基本条例 評価・検証報告書

令和5年3月10日
葉山町議会 議会運営委員会

目 次		ページ
1	検証の経緯及び趣旨	1
2	検証の進め方	2
3	評価区分の設定	3
4	検証体系図	4
5	検証作業まとめ【段階評価結果（体系別）】	5
6	検証作業まとめ【管理評価結果（体系別）】	13
7	段階評価及び管理評価一覧	14
8	検証の総括（まとめ）	15
9	検証作業経過	16

1 検証の経緯及び趣旨

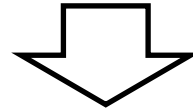
☆葉山町議会基本条例の制定及び改正

【制定】

- ・平成21年6月 第2回定例会可決・制定（10月1日施行）

【改正】

- ・平成23年9月 請願等の提出者の意見を聴く機会の設置を追加（第5条）
- ・平成25年2月 本会議での参考人制度及び公聴会制度の活用を追加（第2条）、議決事件に基本構想を追加（第12条）
- ・平成27年3月 長等（補助職員を含む）の反問権を追加（第9条）
- ・平成31年2月 議会基本条例及び政治倫理条例に関する研修規定を追加（第20条）



☆条例の制定から13年経過

第21条 議会は、この条例の施行後、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



☆検証の実施

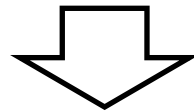
条例に照らし条文に係る取り組みの振り返り・評価（段階評価）
条文の検証と改正等の必要性評価（管理評価）

2 検証の進め方

《事前準備》 評価・検証手順、検証体系図の決定（議運）



《ステップ1》 検証チェックシートによる自己評価（会派・議員）



《ステップ2》 自己評価のとりまとめ（議運）



《ステップ3》 報告・公表（本会議報告・議会ホームページ他）

3 評価区分の設定

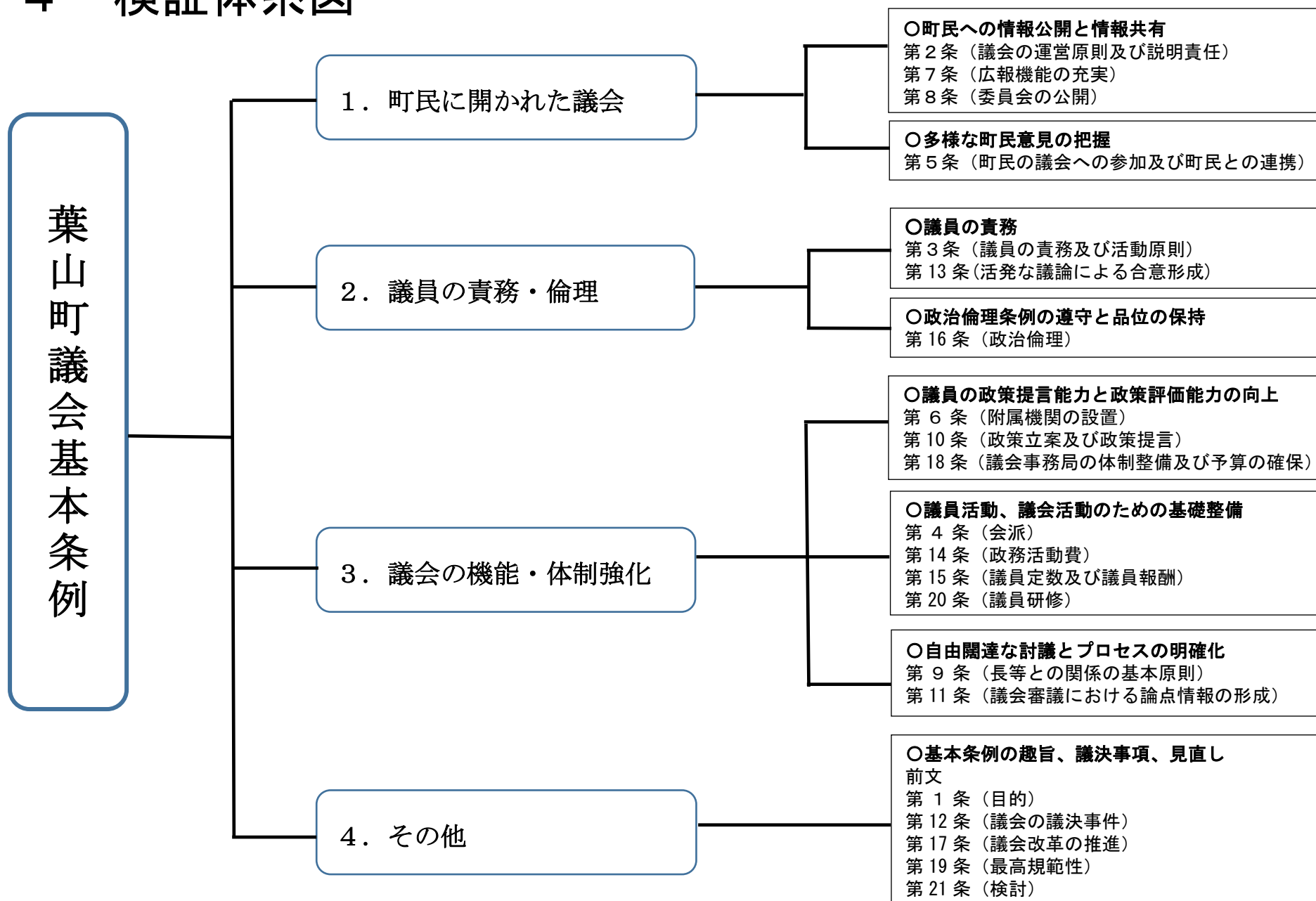
(1) 段階評価【取り組みの振り返り・評価】

A できている	B 概ねできている	C 着手しているができていない	D 未着手
-------------------	---------------------	---------------------------	-----------------

(2) 管理評価【条文改正等の必要性評価】

条文改正が必要	1 : 条文改正の必要性あり
条文改正は不要	2 : 条文を改正せず、今後の取り組みを検討
	3 : 条文に従い、これまでどおり取り組む
条文を廃止	4 : 条文を廃止

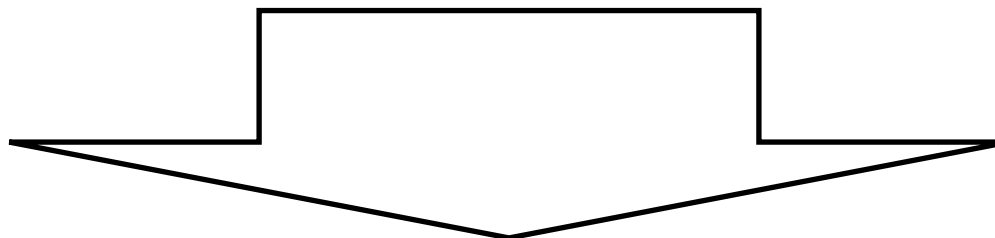
4 検証体系図



5 検証作業まとめ【段階評価結果（体系別）】

1 町民に開かれた議会 (1) 町民への情報公開と情報共有

A : できている (1項目)	B : 概ねできている (2項目)	C : 着手しているが できていない(なし)	D : 未着手 (なし)
第8条 ・委員会の公開	第2条 ・委員会審査における参考人招致他 第7条 ・議会だより及び議会中継による議会情報の発信		

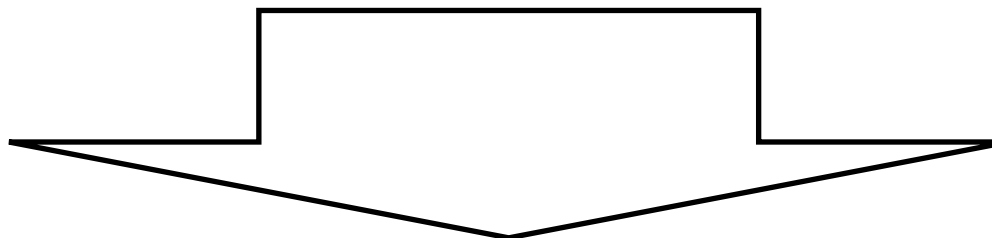


今後の取り組み検討事項

- 第2条 ⇒ 町民の多様な意見を聴くため、町民との会議の開催回数増・意見交換会の参加団体の拡充を検討
- 第7条 ⇒ 議会だよりの編集体制の改善、読みやすい紙面の工夫等を検討

1 町民に開かれた議会 (2) 多様な町民意見の把握

A : できている (なし)	B : 概ねできている (1項目)	C : 着手しているが できていない(なし)	D : 未着手 (なし)
	第5条 ・町民との会議（議会報告会・意見交換会）の実施		

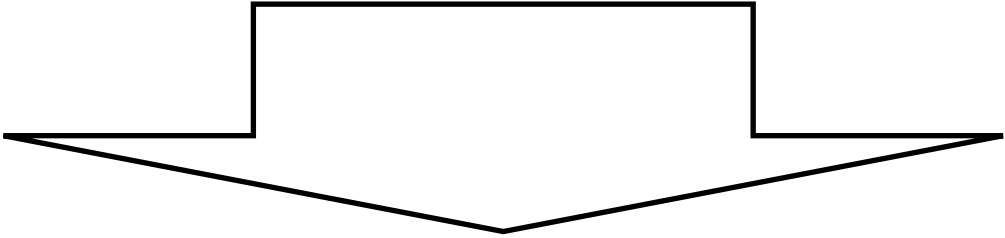


今後の取り組み検討事項

- 第5条 ⇒ 請願・陳情の審査における意見陳述人の出席根拠を整理
- 提出者の意見陳述は地方自治法による参考人として招致しない
 - 提出者以外の者からの意見聴取は地方自治法による参考人として招致する

2 議員の責務・倫理 (1) 議員の責務

A : できている (なし)	B : 概ねできている (2項目)	C : 着手しているが できていない(なし)	D : 未着手 (なし)
	第3条 ・政務活動費の活用による視察、研修会の参加 第13条 ・委員会審査における委員間討議の実施		

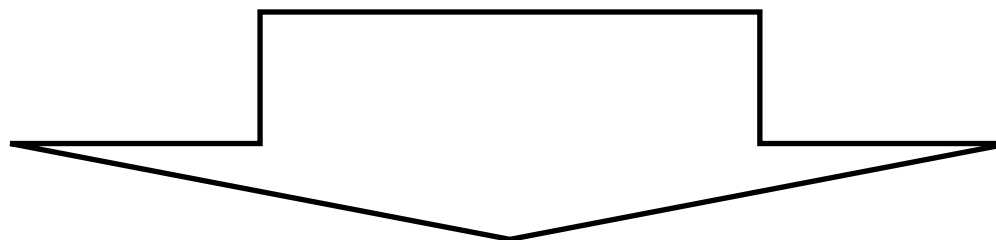


今後の取り組み検討事項

第13条 ⇒ 委員会における自由討議を行う案件は少ないが積極的に取り組む
本会議における自由討議の実施に向けた検討

2 議員の責務・倫理 (2) 政治倫理条例の遵守と品位の保持

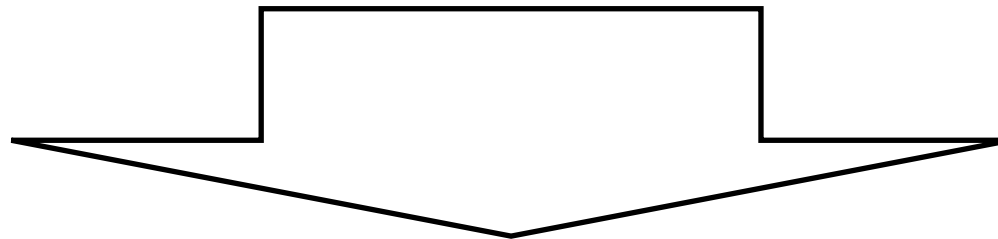
A : できている (1項目)	B : 概ねできている (なし)	C : 着手しているが できていない(なし)	D : 未着手 (なし)
第16条 ・宣誓書の提出を追加			



今後の取り組み検討事項

3 議会の機能・体制強化 (1) 議員の政策提言能力と政策評価能力の向上

A : できている (なし)	B : 概ねできている (2項目)	C : 着手しているが できていない(なし)	D : 未着手 (なし)
	第 10 条 ・ 決議、議案修正等の議案提案 第 18 条 ・ 事務局体制の充実強化を町長へ要請		



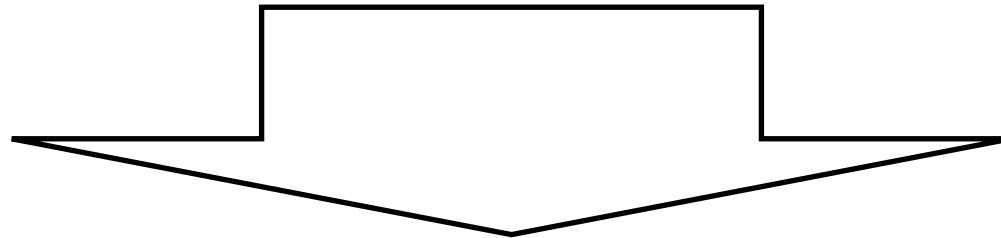
今後の取り組み検討事項

第 10 条 ⇒ 決議、議案提案等を通じて積極的に政策提言を行い、議会の活性化を図る

第 18 条 ⇒ 法制担当職員の配置等を含め事務局体制の充実を図る

3 議会の機能・体制強化 (2) 議員活動、議会活動のための基礎整備

A : できている (3項目)	B : 概ねできている (なし)	C : 着手しているが できていない(なし)	D : 未着手 (なし)
第14条 ・政務活動費の説明、公開 第15条 ・専門的知見による「議員報酬のあり方」の検討 第20条 ・議会基本条例等に関する研修会の実施			

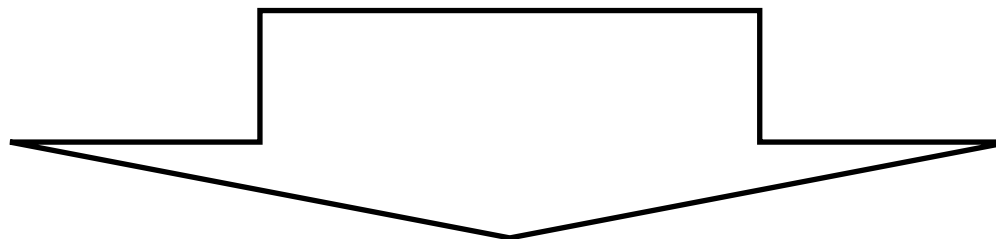


今後の取り組み検討事項

第14条 ⇒ 政務活動費の用途について積極的な公開を検討

3 議会の機能・体制強化 (3) 自由闊達な討議とプロセスの明確化

A : できている (なし)	B : 概ねできている (2項目)	C : 着手しているが できていない(なし)	D : 未着手 (なし)
	第9条 ・次年度予算編成に向けた政策提言の申し入れ 第11条 ・議員懇談会等における重要施策の説明		

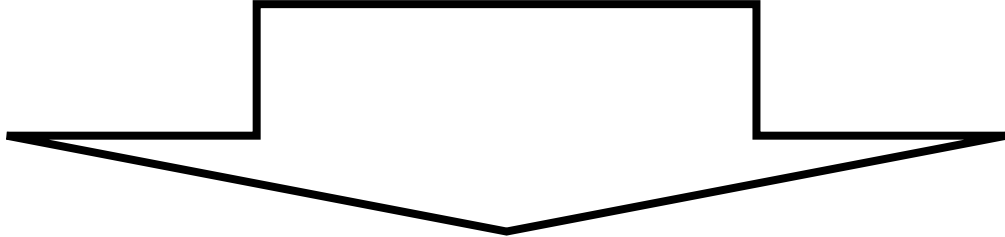


今後の取り組み検討事項

--

4 その他 (1) 基本条例の趣旨、議決事項、見直し

A : できている (1項目)	B : 概ねできている (2項目)	C : 着手しているが できていない(なし)	D : 未着手 (なし)
第12条 ・法96条第2項による議決事件の追加	第17条 ・会派(議員)から提案された議会改革項目の検討 第21条 ・請願等の提出人による意見陳述、長等の反問権を追加 他		



今後の取り組み検討事項
Content area for future measures, currently empty

6 検証作業まとめ【管理評価結果（体系別）】

（単位：項目）

大項目	中項目	条例の改正		廃止
		不要	必要	
1 町民に開かれた議会	(1) 町民への情報公開と情報共有	3		
	(2) 多様な町民意見の把握	1		
2 議員の責務・倫理	(1) 議員の責務	2		
	(2) 政治倫理条例の遵守と品位の保持	1		
3 議会の機能・体制強化	(1) 議員の政策提言能力と政策評価能力の向上	2		
	(2) 議員活動、議会活動のための基礎整備	3		
	(3) 自由闊達な討議とプロセスの明確化	2		
4 その他	(1) 基本条例の趣旨、議決事項、見直し	3		



条例の改正は不要（全条文）

☆ただし、前文については、条文の一部見直しを提案され検討を行いました。ただし、条文の改正には至りませんでした。なお、次回の議会基本条例の検証時に再度、見直しについて検討することを決定しました。

7 段階評価及び管理評価一覧

大項目	中項目	個別条文	段階評価	管理評価
1 町民に開かれた議会	(1) 町民への情報公開と情報共有	第2条（議会の運営原則及び説明責任）	B	2
		第7条（広報機能の充実）	B	2
		第8条（委員会の公開）	A	3
	(2) 多様な町民意見の把握	第5条（町民の議会への参加及び町民との連携）	B	2
2 議員の責務・倫理	(1) 議員の責務	第3条（議員の責務及び活動原則）	B	3
		第13条（活発な議論による合意形成）	B	2
	(2) 政治倫理条例の遵守と品位の保持	第16条（政治倫理）	A	3
3 議会の機能・体制強化	(1) 議員の政策提言能力と政策評価能力の向上	第6条（附属機関の設置）	—	—
		第10条（政策立案及び政策提言）	B	2
		第18条（議会事務局の体制整備及び予算の確保）	B	2
	(2) 議員活動、議会活動のための基礎整備	第4条（会派）	—	—
		第14条（政務活動費）	A	2
		第15条（議員定数及び議員報酬）	A	3
		第20条（議員研修）	A	3
	(3) 自由闊達な討議とプロセスの明確化	第9条（長等との関係の基本原則）	B	3
		第11条（議会審議における論点情報の形成）	B	3
	4 その他	(1) 基本条例の趣旨、議決事項、見直し	前文	—
第1条（目的）			—	—
第12条（議会の議決事件）			A	3
第17条（議会改革の推進）			B	3
第19条（最高規範性）			—	—
第21条（検討）			B	3

8 検証の総括（まとめ）

☆本町議会は、平成21年6月に議会の最高規範として制定した議会基本条例に基づき、「議会の活性化を図り、町民の負託にこたえる議会」の実現に向け、「議会の公平性・透明性」、「開かれた議会」の活動を通じて町民参加の町政反映に取り組んできました。

☆今回の議会基本条例の検証により、条例の改正は全条文「不要」となりましたが、7項目については「条文を改正せず、今後の取り組みを検討する」との結果となり、条例の目標を達成するために更なる努力が必要であると言えます。

☆当委員会では、これらの課題への対応を「今後の取り組み検討事項」とおとり取りまとめましたので、提言するとともに、議会全体で取り組むよう要望します。

☆今後も町民ニーズや社会情勢等の変化を注視し、変化に柔軟に対応していくため、定期的な条例の検証を行いながら、鋭意、議会改革に取り組んでいく必要があるものと考えます。

9 検証作業経過

期 日	検 証 作 業 内 容
令和4年6月8日	議会運営委員会で条例の検証実施を決定
令和4年7月21日	検証手順・検証体系図・検証チェックシートを決定
令和4年9月1日	会派・議員単位で検証チェックシートによる自己評価作成開始
令和4年9月30日	議会運営委員会で自己評価のとりまとめ
令和4年10月28日	議会運営委員会で自己評価のとりまとめ
令和4年12月6日	議会運営委員会で自己評価のとりまとめ
令和5年2月3日	議会運営委員会で報告書案の作成
令和5年3月6日	議会運営委員会で報告書案の確定
令和5年3月10日	本会議で報告（議会運営委員会所管事務調査報告）